船舶事故等調査報告書

平成２７年９月１７日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１５門第１８号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成２７年２月１６日　１１時５０分ごろ
発生場所	山口県下関市角島灯台北方沖 角島灯台から真方位３３５°６００m付近 （概位　北緯３４°２１.４５′　東経１３０°５０.３０′）
事故等調査の経過	平成２７年２月１７日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船　和栄丸、４.７トン ＹＧ３－５５２６３（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船尾シューピースに擦過傷、プロペラ翼に曲損
事故等の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、平成２７年２月１６日０５時００分ごろ下関市角島漁港を出港し、角島北方沖、下関市小串漁港沖及び下関市宇賀漁港沖で一本釣り漁を行い、昼前に角島北方沖に戻って来た。 船長は、船首を南西方に向け、約４ノットの対地速力で航行しながら一本釣り漁をしていたところ、意識が遠のくような感じがして何も分からなくなり意識を失った。 船長は、操舵室の床に倒れた状態で、船底からゴトゴト鳴る音と振動により意識が戻り、１１時５０分ごろ、本船が乗り揚げたことを知った。 船長が所属する漁業協同組合の担当者は、乗り揚げた本船を発見した漁業従事者から連絡を受け、船長に電話し、負傷していないことを確認した後、地元消防団に救助を要請した。 本船は、満潮を待って消防団員の漁船により岩礁から引き出され、えい航されて角島漁港に帰った。
気象・海象	気象：天気　曇り、風向　東、風力　２、視界　良好 海象：海上　平穏、潮汐　下げ潮の中央期
その他の事項	船長は、足の関節痛や高血圧の持病があり、毎日０８時ごろ、鎮痛剤及び血圧降下剤等を船上で服用しており、本事故当日の薬量及び服用時間は、ふだんどおりであった。 船長が服用していた鎮痛剤は、めまい、傾眠、意識消失などの副作用があった。

	船長は、服用していた鎮痛剤について、眠気を催すことがあることを知っていたが、それ以外の副作用については知らなかった。 船長は、本事故の翌日、病院に検査入院し、脳などの検査を受けたが、持病以外の病気は診断されなかった。 本船の喫水は、船首約０．５ｍ、船尾約１．６ｍであった。 船長は、救命胴衣を着用していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	 あり なし なし 本船は、角島北方沖を南西進しながら操業中、船長が意識を失ったことから、同じ針路及び速力で航行し、岩礁に乗り揚げたものと考えられる。 船長が、関節痛の持病があり、めまい、傾眠、意識消失等の副作用が生じるおそれのある鎮痛剤を服用したことが、意識を失ったことに関与した可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、角島北方沖を南西進しながら操業中、船長が意識を失ったため、同じ針路及び速力で航行し、岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・操船者は、乗船前あるいは乗船中に、めまい、傾眠、意識消失などの副作用が生じるおそれのある薬を服用しないことが望ましい。